（受験手続）

**第三条**　試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（削る）

一　戸籍抄本、住民票の写し（本籍地（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）又はこれらに類する書類であって地方公共団体の機関が発行したもの

二　（略）

三　第一種放射線取扱主任者試験合格者にあっては、放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状又は放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第三十五条の二の放射線取扱主任者試験合格証（第一種放射線取扱主任者試験に係るものに限る。）の写し

四　（略）

（核燃料取扱主任者免状の様式）

**第四条**　法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状（次条及び第六条において「免状」という。）の様式は、別記様式第二のとおりとする。

（免状の再交付）

**第五条**　免状を喪失し、又は汚損した者であって、その再交付を受けようとするものは、別記様式第三による核燃料取扱主任者免状再交付申請書に、第三条第一号に規定する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2・3　（略）

（免状の返納）

**第六条**　法第二十二条の三第三項の規定により免状の返納を命ぜられた者は、速やかにこれを原子力規制委員会に返納しなければならない。

**第七条～第九条**　（略）

（変更の届出）

**第十条**　第七条の規定による認定を受けた大学の設置者（以下「認定課程設置者」という。）は、第八条の申請書及び書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第五による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

**第十一条～第十三条**　（略）

（認定等の公示）

**第十四条**　原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第七条の規定による認定をしたとき。

二　（略）

**別記様式第１**（第３条関係）

核燃料取扱主任者試験受験申込書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏名

| 住所 | 郵便番号<br>電話番号<br>電子メールアドレス |
|---|---|
| （略） | |

（受験手続）

**第三条**　試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　履歴書（別記様式第二）

二　戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であって地方公共団体の機関が発行したもの

三　（略）

（新設）

四　（略）

（新設）

（核燃料取扱主任者免状の再交付）

**第四条**　法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状（以下「免状」という。）を喪失し、又は汚損した者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第三による核燃料取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出するものとする。

2・3　（略）

（核燃料取扱主任者免状の返納）

**第五条**　法第二十二条の三第三項の規定により核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられた者は、速やかにこれを原子力規制委員会に返納しなければならない。

**第六条～第八条**　（略）

（変更の届出）

**第九条**　第六条の規定による認定を受けた大学の設置者（以下「認定課程設置者」という。）は、第七条の申請書及び書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第五による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

**第十条～第十二条**　（略）

（認定等の公示）

**第十三条**　原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第六条の規定による認定をしたとき。

二　（略）

**別記様式第１**（第３条関係）

核燃料取扱主任者試験受験申込書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏名

| 本籍（国籍） | |
|---|---|
| 住所 | 郵便番号<br>電話番号 |
| （略） | |